いなづま

題字　小寺寛一

発行所　函館地方電気工事協同組合
編集　総務部
住所　函館市日乃出町７番22号
印刷所　有限会社　畠山印刷

第43回 通常総代会 開催さる

去る五月二十八日、平成三年度通常総代会が、組合会館大会議室において開催され、総代定数七十八名中七十三名（うち委任状出席者三十四名）が出席した。

定刻の午後一時三十分、坂本事務局長より、本日は一級電気工事施工管理技士の講習会が札幌市で開催中のため、本人出席者が例年に比較して少ないが、法定数を満たしているので、本総代会は有効に成立した旨の開会宣言があり、次いであいさつに立った大倉理事長は

『昨年は景気がよかったこともあって、組合の経営が安定してきた。特に皆様のご協力により新しい会館を建ててから経営が順調に運営されているように考えられる。又、最近は北海道電力㈱の手数料も順調に増加して居り、収入・支出面も予定どおりすすめられている。

今後は、労働時間の短縮、人手不足など当面の課題を重点に、ことしスタートする全日電工連の国民年金基金や各種補償制度の拡大、安全管理指導に努め、一層の経営安定化に力をいれる』と述べた。

正副議長の選出では、事務局一任との声で、議長に工藤定一氏（協信電気工業㈱函館支店）副議長には伊東研一氏（ユタカ電機㈱）を推名推せんで選出、議事の審議に入った。

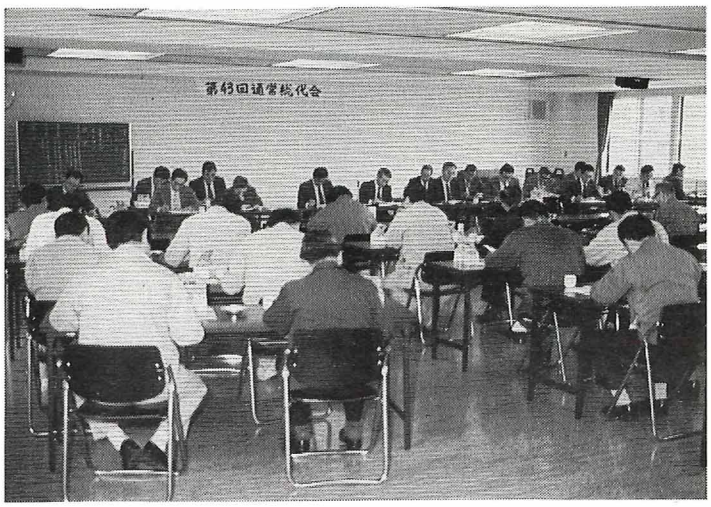

第一号議案、平成二年度事業報告及び財務報告について承認を求める件は、坂本事務局長より逐一説明し質問を求めたがなく承認された。

第二号議案、平成三年度事業計画案及び収支予算案の承認を求める件も質問がなく承認された。

第三号議案、総代定数の変更に伴なう定款変更についても質問がなく承認された。

以上第一号議案から第三号議案まで、すべて可決し午後二時三十五分坂本事務局長閉会を宣し散会した。

役員会だより

第一回役員会　三・四・二六

一、慶弔報告
(1) ㈲七尾電気工業代表者ご母堂逝去
(2) 東和電気工事代表者怪我入院見舞
(3) ㈱北電工代表者病気入院見舞

二、貸付報告
一社　三〇万円

三、各支部報告並提案事項
各支部それぞれ支部会議、総会を開催した。

四、総務委員会事項
(1) 函館市安全活動実践功労賞の受賞
(2) 定期健康診断、献血の実施
(3) 所属支部の変更について
・㈱五稜郭カスガ　赤川支部（旧中支部）
(4) 平成三年度通常総代会提出議題について
(5) 平成二年度収支決算について
(6) 損益金処分(案)について
(7) 平成三年度事業計画(案)について
(8) 平成三年度収支予算(案)について
(9) 住宅用電話の新電々利用契約事務取扱について
(10) 譲渡・譲受による加入申込について
・㈲松田電設―松田電気商会＝（承認）

五、技術委員会事項
(1) 北海道電力㈱函館営業所の配電業務分担について
(2) 第一種電気工事士ワッペンの配付について
(3) 先方工事不良工事の防止について
(4) 引込以下工事工量単価の見直しについて
(5) 第二種電気工事士試験(学科)の講習会について
(6) 高圧ケーブル端末処理技術講習会

六、事業委員会事項
(1) 全日電工連第三者損害賠償制度について
(2) 全日電工連第三者損害賠償制度の組合負担について

第二回役員会　三・五・二八

一、慶弔報告
(1) 事務局佐藤職員ご母堂逝去

二、貸付報告
二社　八〇万円

三、各支部報告並提案事項
各支部それぞれ支部会議、観桜会を開催。

四、総務委員会事項
(1) 代表者の変更について
・山崎電気商会㈱　尾形勇吉（旧山崎　正）
(2) 所属支部の変更について
・あまや電気工事　東支部（旧赤川支部）
(3) 会計期末監査報告
(4) 平成三年度通常総代会の運営について
(5) 譲渡・譲受による加入申込について
・㈲八雲電業社―八雲電業社　〃
・㈱サントウ工業―㈲サントウ工業　〃（承認）
・㈲松橋電気―松橋電気　〃
(6) 事務局職員の給与改定ならびに夏期手当について
(7) 脱退者持分の支払について
(8) フォークリフトの定期点検について

五、技術委員会事項
(1) 第二種電気工事士試験(学科)の講習会について
(2) 北電先方工事優良会社表彰制度について
(3) 北電引込以下工事の設計料について

六、事業委員会事項
(1) 国民年金基金（職能型）設立準備について
(2) 安田企業年金保険料の改正について

第三回役員会　三・七・一八

一、慶弔報告
(1) 事務局北田職員結婚祝

(2) ㈲堀野電設代表者ご尊父逝去

二、貸付報告

一一社　四七〇万円

三、各支部報告並提案事項

各支部それぞれ支部会議を開催、特記事項なし

四、総務委員会事項

(1) 「下請代金支払遅延等防止法（下請法）第４条第１項に関する運用基準」の一部改正について

(2) 事務局職員の給与改定ならびに夏期手当について

(3) 事務局職員の交替について

退職　佐藤郁子

採用　武田香織

(4) 平成四年三月高卒者の求人について

(5) 通常総代会について

(6) 譲渡・譲受による加入申込について

㈲外山電工―外山電工　（承認）

(7) 電気工事安全大会の開催について

五、技術委員会事項

(1) 北電先方工事優良会社表彰制度について

(2) 先方工事不良工事に対する受付業務停止処分について

(3) 北電引込線工事および計器工事の工量単価の改定について

配電引込線工事＝二二七円（旧二一八円）

計器工事（高圧）＝二二二円（旧二一三円）

計器工事（低圧）＝二一二円（旧二〇三円）

(4) 北電「電設付帯引込線工事」に対する小工事割増工量、深夜作業割増工量の適用について

(5) 配電工事手数料について

(6) 電気保安功労者の表彰について

(7) 第二種電気工事士試験（実技）の講習会について

六、事業委員会事項

(1) 国民年金基金（職能型）の設立について

(2) 安田企業年金の配当金還付について

(3) 電気使用安全月間の実施事項について

組合行事

4月5日　東支部会議

6日　八雲支部通常総会

10日　道工業組合四役会議に大倉理事長出席

11～12日　道工業組合全道事務長会議に大倉理事長坂本事務局長出席（於定山渓）

19日　西支部会議

全日　中渡島支部会議

20日　赤川支部会議

22日　第二種電気工事士試験推進会議に大倉理事長出席（於北電）

23日　第二種電気工事士試験講習会打合会議

全日　北電電設工事打合会議

25日　道工業組合役員会に大倉理事長、吉田副理事長出席（於札電協）

全日　道電気工事業厚生年金基金役員会に大倉理事長出席（於札電協）

全日　中支部会議

26日　第一回役員会

全日　北電安全衛生協議会に大倉理事長ほか理事二名出席

全日　組合青年部平成三年度通常総会（於福新楼）

5月8日　組合会計期末監査

全日　中小企業団体中央会道南支部会計監査に大倉理事長出席

9日　函館地区団体事務長会運営委員会に坂本事務局長出席

13日　道工業組合四役会議に大倉理事長出席

14日　いなづま編集会議

17日　北支部会議

全日　中渡島支部会議

22日　商工中金懇話会金融勉強会に坂本事務局長出席（於商工中金函館支店）

23日　道工業組合役員会に大倉理事長、吉田副理事長出席（於札電協）

24日　東支部会議

28日　第二回役員会

全日　平成三年度通常総代会

29日　正副理事長会議

30日　中小企業団体中央会道南支部役員会、総会に大倉理事長出席（於五島軒）

全日　八雲支部森ブロック会議

31日　国民年金基金説明会（於組合）

6月1日　函館地区団体事務長会総会に坂本事務局長出席（於入川）

5～7日　第二種電気工事士試験（学科）のための特別講習会（受講者＝二八名）

7日　北電関連工事安全衛生推進協議会配電部会総会に坂本事務局長出席（於北電）

10日　福島支部会議

13日　建設関連職別工事に係る労働災害防止対策会議に坂本事務局長出席（於合同庁舎）

15日　道工業組合青年部長会議に平沼青年部長出席（於札電協）

全日　正副理事長会議

18日　青年部役員会

19日　八雲支部北檜山ブロック会議

20日　道工業組合役員会に大倉理事長、吉田副理事長出席（於札電協）

全日　札幌協組創立四十周年記念式典に大倉理事長、吉田副理事長出席（於厚生年金会館）

全日　北海道電波障害防止協議会函館支部総会に坂本事務局長出席（於タワービル）

21日　函館市人材確保推進協議会に細川副理事長出席（於函館市役所）

22～23日　北支部研修旅行

25日　函館港まつり特別委員会
26日　函館間税会役員会に大倉理事長出席（於函館酒販組合）
27日　道工業組合事務長会議に大倉理事長、坂本事務局長出席（於札電協）
28日　新加入組合員業務説明会
7月2日　中小企業団体事務長会連合会総会に坂本事務局長出席（於札幌市）
4日　函館港まつり特別委員会
仝日　電気工事士試験委員会に大倉理事長出席（於北電）
5日　建災防協会函館支部役員会、総会に佐々木（三）理事出席（於建設協会）
仝日　青年部役員会
9日　東支部会議
10日　赤川支部会議
11日　西支部会議
12日　北見協組創立四十周年記念式典に大倉理事長出席（於北見市）
仝日　函館地区団体事務長会運営委員会に坂本事務局長出席（於中央会）
18日　第三回役員会
仝日　中支部会議
19日　中渡島支部会議
23日　北支部会議
24日　北電関連工事安全衛生推進協議会に大倉理事長他出席（於北電）
24～26日　第二種電気工事士試験（実技）のための特別講習会（受講者＝二四名）
25日　道工業組合役員会に大倉理事長、吉田副理事長出席（於札電協）
仝日　道工業組合神田副理事長黄綬褒章祝賀会に大倉理事長、吉田副理事長出席（於札幌ロイヤルホテル）
26日　道工業組合の北電とまりん館見学会に大倉理事長、吉田副理事長参加
29日　函館市人材確保推進協議会幹事会に坂本事務局長出席（於函館市役所）
仝日　函館港まつり特別委員会

組合青年部 第八回 通常総会開催

組合青年部の第八回通常総会が、去る四月二十六日に五稜郭福新楼にて開催され、会員二十九名のうち、二十一名（うち委任状六名）が出席した。

はじめに、平沼部長があいさつに立ち『昨年の全国大会、今年二月の研修旅行への参加協力に御礼を申し上げると同時に、設立八年目を迎えた青年部に対して事業活動への一層の積極的参加をもって拡大発展を図りたい。また、それに関連して人材育成にも力を入れていきたい』と強調した。

引き続き議事に入り、議長に伊東研一氏（ユタカ電機㈱）を選出し、

第一号議案　平成二年度事業報告及び決算報告
第二号議案　同上監査報告
第三号議案　役員改選
第四号議案　平成三年度事業計画案及び予算案

を審議し、いづれも承認された。

特に任期満了に伴う役員改選では、平沼部長より人材育成と組織活性化の面から改選案の説明があり、次の通り承認された。

部　長　平沼冠三（樺電工業㈱）
副部長　玉津真史（タマツ電機工業）
理　事　工藤雅史（㈱工藤電気商会）
〃　伊東照勝（イトウ電気商会―新）
〃　（会計）大倉　直（大倉電気㈱）
監　事　幸内一夫（藤電気工事㈱―新）

また、平成三年度の主な事業計画では、研修を兼ねた全日電工連全国大会への参加、例会を利用した調査研究の発表、情報交換、組合事業に対する参加・協力（港まつり等）のほか親睦会の開催、会員の加入拡大などが提案され承認を得た。

総会終了後懇親会に移り、大倉理事長、細川、吉田副理事長、坂本事務局長も同席し、和気藹々のうちに懇談のひと時をすごし盛会裡に終了した。

電気保安功労者の表彰

◎北海道通商産業局長賞
（営業所の部）
函館拓北電業株式会社
吉田　要氏

◎北海道電気安全委員長賞
（営業所の部）
藤電気工事株式会社
佐藤悌史氏

◎北海道電気安全委員長賞
（個人の部）
樺電工業株式会社
房前稔氏

平成三年度の電気保安功労者として、去る八月八日札幌市の共済ビルで開催された電気安全大会においてそれぞれ表彰されました。

これは電気安全について永年に亘り保守保安の運営ならびに教育が充分に行われて居り、他の模範として認められたもので、普段の努力と功績の賜とお慶び申しあげます。

新加入組合員の紹介

平成三年度新加入の一名をご紹介いたします

（加入年月日＝平成三年四月一日）

㈲電設システム
大石　伸
昭和二五年一〇月一四日生
函館市駒場町八―五
電話　五五―〇五四三

川口電気㈱、三立電気㈱を経て、昭和六三年一二月独立開業

事務局職員交替のお知らせ

事務局職員の佐藤郁子さんが七月二十日をもって退職されました。

昭和六十一年七月に勤務してから、主として保険・共済業務を担当して居りましたが、五年間本当にご苦労さまでした。ご多幸とご健康をお祈りしたします。

なお、後任には武田香織さんが新規採用となりましたので、前任者同様よろしくご指導ご厚誼の程お願いいたします。

また、北田政美さんが六月三十日結婚され、武井さんと名字が代りましたのであわせてよろしくお願いいたします。

組合員の異動

＝組織・商号・代表者・住所の変更＝

（新）　（旧）

一、㈲八雲電業社（八雲支部）八雲電業社
一、㈲松橋電気（東支部）　松橋電気
一、㈱共友電気（赤川支部）　共友電気
一、㈲南電設（西支部）　南電設
一、㈱扇谷電気工業（江差支部）
㈲扇谷電気工業
一、㈲丸石電気（中支部）　㈲丸石電気商会
代表取締役　石山敏昭　代表取締役　石井正一
一、㈱外山電工（赤川支部）　外山電工
函館市石川町　函館市松川町三一―一五
二七六―二七
電話46―5808
一、㈲三木電気（中渡島支部）三木電気
一、㈲イナミ電気工業（八雲支部）
イナミ電気工業
一、吉田電気商会（中渡島支部）
代表者　吉田　茂　代表者　吉田正敏

組合員消息

一、七月下旬　北海道電設工事㈱函館支社長佐藤輝夫殿病気入院

一、五月一六日　事務局職員佐藤耕平殿ご尊父佐藤幸悦殿ご逝去
一、六月一五日　㈲堀野電設代表取締役堀野一郎殿ご尊父堀野廣殿ご逝去
一、九月　五日　山内工業㈱代表取締役山内尊洲殿ご母堂山内トヨ殿ご逝去

随筆

中国文化のルーツ 日本文化のルーツ（三）

平沼智子

箸（はし）

豆腐と酒と口に入るものがつづいたので、今回は身近な道具を取りあげる。

ご馳走を見て『大いに食指が動く』と期待の心を表現するが食指とはどういう事か、人さしゆびの事である。『箸』を持って一番よく動かし物をはさむ重要な役目を持つゆび。カリフェルニア大学のホワイト名誉教授は『人類には食事の方法が三つある。一つは手でつかみ、一つはフォークで突きさし、一つは箸ではさんで食べる』と。フォークは主としてヨーロッパ、アメリカに、手でつかんで食べる方法は中東、インド、アフリカなどで、箸は東アジアの文化圏で用いられている。

今の子供達は箸の使い方が下手である。訓練が不足している。その理由の一つは洋風の食事が多くなり、箸を使用する機会が少なくなって来た為であろうと思う。或いは昔と違って食事のマナーについてやかましく注意しない事も原因の一つであろう。

アメリカのニクソン大統領やキッシンジャー氏が中国訪問の際、箸の使い方をマスターして訪中したとものの本に書いてある。使い方とは書かず『操縦法』と書いてあった。

さて、箸のルーツはどうか。日本の箸の記録は天照大神（あまてらすおおみかみ）の時代、弟の素戔嗚尊（すさのをのみこと）が、斐（ヒ）の川の川上から箸が流れて来たのを見て川上に人が住んでいる事を知り、川上に行って奇稲田姫（くしなだひめ）に頼まれ八岐大蛇（やまたのおろち）を退治した物語が最初である。中国の『陳寿』が書いた『魏志（ギシ）・倭人伝（ワジンデン）』によれば耶馬台国の女王卑弥呼の時代は、まだ手でつかんで食べていたと書かれているとの事である。三世紀半ばの頃である。

中国では紀元前二千百年あたりから使用したらしい。当時はその場ですぐ得られる木の枝や竹の棒が多く、時には動物の骨や角を使用した。原始末期社会になると削った木や竹が主体となった。肉をさしてあぶって食べた竹や棒、それは箸というよりフォークといった方が適切である。

フォークの歴史は大変古く、甘粛省武威県で四千年前の『斉家文化期』の骨製のフォークが出土した。三本の歯があるのは現在の洋食器のフォークと大差がない。原始時代は中国でも手を使用していたが、歴史の推移に従って作り方が簡単で使いやすく、又さまざまな機能を持つ箸が最終的に中国に根付いたという事である。日本にも卑弥呼が『魏』の国に朝貢していろいろな文化に触れているから、箸が日本にこの頃伝来しても不思議ではないと思う。卑弥呼の使者が魏の国王からご馳走になった時、この箸を使って驚き日本に持ち帰ったのではないだろうかなどと私は想像をたくましくしている。

西周（前一一〇〇年）の頃の礼儀について書かれた本の中に『羹（アツモノ）に菜があれば挾（ハサミ）を用う』とある。あつものとは肉や野菜を煮たものだから手を使うわけにはいかない。当然の事ながら箸を使用した事はあきらかであり、文献の挾（はさみ・はし）と出ているのは材料が木であった事はたしかである。これから見ても箸の役目は最初ははさみ取る事が目的であったのである。

箸という字は西周以前は『筴』次に『挾』そして秦の時代に箸となる。一番古い時代が『筴』だから竹を材料とした事はたしかである。その後隋、唐となると『筯（ズウ）』となり、宋、元以降は『筷子（クワイズ）』と今日に至る。その点日本の箸が秦の時代から変化なくつづいている。

現在の箸の材質は象牙あり獣骨あり角ありで、日本でも奈良の鹿の角を切ったものは箸の材料として奈良県に居住している者に払い下げている。又漆器ありプラスチックありでバライテーに富んでいる。

雲南省祥雲県の大波那で珍らしい銅棺に納められた長さ二十センチの銅箸三本が出土した。学者が放射性炭素の測定をしたところ、紀元前五百年ごろのものであるとの事、あの有名な孔子が生きていた時代にあたり二千五百年の歳月を経ているという。そのころ木や角ばかりでなく銅の箸もあったのか、或いは日常使用するものではなく埋葬に際しての特製のものか、いづれにしても中国の埋蔵品はおもしろい。

権力を握った帝王の使用した箸は象嵌（ゾウカン）をした美しいものだったのではないかと想像する。私が第二回目の訪中の時、細い竹に山水の絵を画いた箸を買った。細い竹にびっしりの線画きである。現在は機械でのプリントだろうと思うがなかなか凝（コ）っていると思った。中国では大皿に添えて取り箸として使用していた。私は時々出して眺めてたのしんでいる。

次号につづく

第二種電気工事士国家試験受験準備講習会

平成三年度第二種電気工事士試験のための受験準備講習会が、学科・実技に分かれ、それぞれ三日間実施され、受講者は第二種電気工事士を目指して真剣に取組んでいた。

◎ 学　科
　6月5日～6月7日　受講者＝二八名
◎ 実　技
　7月24日～7月26日　受講者＝二五名

講師の皆さんには、大変お忙しい中をご尽力下さりありがとうございました。

西岡大成氏　吉岡成彰氏
酒井好一氏　内藤俊男氏
平井行衛氏

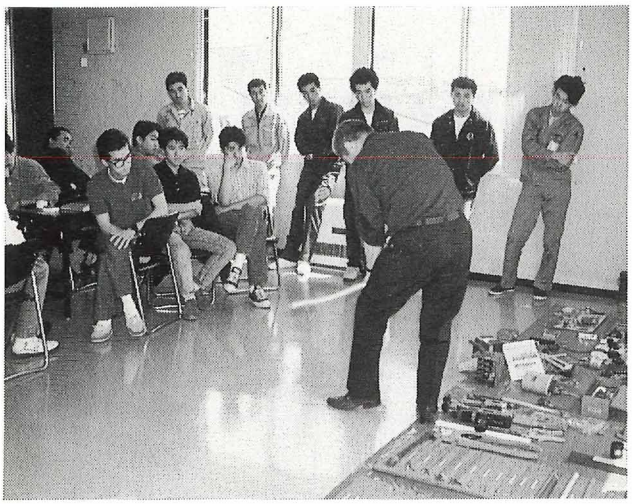

"厚生年金基金"に加入して老後を豊かに!!

北海道電気工事業厚生年金基金は、業界における従業員の老後の安定、退職金制度の充実を図る目的をもって昭和五十四年四月に設立、十年以上を経過してその運営は益々充実されて参りました。

この制度は、国の厚生年金保険の一部（老令年金の報酬比例部分）を代行する『**基本部分**』とその上に業界ぐるみの退職金制度の役割をはたす『**加算部分**』と二階建てで構成され、両部分を併せて基金で自主的効率的に運営し、国の年金を補完して、より充実した給付を行う制度です。

◎　基金からの給付の内容

『**基本部分**』

⊙　国の報酬比例部分を代行する部分で**年金給付**のみとなります。

⊙　基本部分の給付内容は別表のとおりです。

⊙　基本部分で国より有利となる点を要約するとつぎのようになります。

(1)　**年金額は、国より多く支給されます。**

(2)　**短期加入者にも年金が支給されます。**

厚生年金は原則として25年以上の加入期間がなければ支給されませんが、基金では加入期間が一カ月以上あれば年金が支給されますので、短期間で退職した人も、掛捨てがなくなります。

(3)　**国より早く支給されます。**

厚生年金では、支給開始年令（男子60才、女子55～60才）になってもどこかで働いていると、原則として65才まで年金は支給されません。しかし、基金では退職した人（基金を脱退した人）には働いていても60才になれば年金が支給されることになっていますので、それだけ有利です。

(4)　国の厚生年金は60才になれば在職していても80％～20％の年金が支給されますが、基金は100％支給されます。

『**加算部分**』

⊙　基本部分に上乗せして、業界ぐるみの退職年金（一時金）制度として機能させるために特別に設計した部分で、その給付内容はつぎのとおりです。

(イ)　退職一時金

・　基金に3年以上15年未満加入した人（但し60才未満の退職者）
・　基金に3年以上7年未満加入した人（但し60才以上の退職者）
・　基金に1年以上3年未満加入した人（但し65才になってからの退職者）

(ロ)　退職年金

・　基金に15年以上加入した人（但し60才以上の退職（死亡）者は7年以上加入）

(ハ)　遺族一時金

・　基金に3年以上加入している人、又は7年以上加入した人で退職年金を受けている人が死亡したときは、本人に代って遺族に一時金が支給されます。

⊙　加算部分の制度上の特色を要約しますとつぎのようになります。

(1)　**原則として3年以上の加入者は退職一時金及び退職年金が受けられます。**

加入期間が3年以上あれば原則として受給資格ができ、加入15年未満で年令が60才未満の人は、本人退職時に退職一時金が又加入7年以上の人は、退職時に60才以上であれば、退職年金と別に加算年金を一時金に選択して受けることができます。

(2) **遺族保障がついています。**

加入3年以上の加算部分からの給付のうけられる人が死亡したときは、原則として本人に代って遺族に一時金が支給されます。

(3) **加算年金は終身給付（10年保証付）です。**

退職年金受給資格をえて退職した人が、加算年金給付を選択しますと、原則として60才から基本部分の年金に併せて加算年金が終身給付をうけられます。しかも、10年間給付保証となっていますので、年金受給開始後10年以内に本人が死亡しても、残存期間に相応する分が遺族に一時金として給付されます。

(4) **長期勤続者に手厚い給付をします。**

加算部分からの給付は、一時金にせよ、年金にせよ、加入期間の永い人ほど手厚い給付がうけられるよう設計されています。

◎ 基金への掛金

① 当基金に加入した場合、上記のように加算部分対応として1.3％（事務費0.2％を含む）の負担増加となります。

② 掛金の負担増加分は全額事業主負担となりますが、基金に納入する掛金はすべて損金算入が認められております。

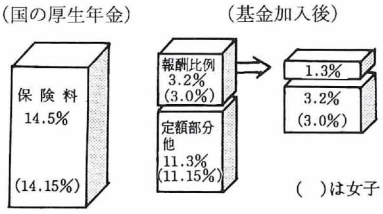

◎ 基金制度のメリット

① **業界の組織強化と繁栄に役立ちます。**

基金の組織づくりによって業界はさらに強いきずなで結ばれることになり、業界の結束力を高め組織力が強まりますので、ひいては各企業、業界全体の繁栄につながります。

② **企業の社会的信用が高まります。**

基金制度は業界組織と、各企業の永続的発展を前提として厚生大臣が認可していますので、基金に参加すれば外部からの評価も極めて高いものになり、求人対策や労使関係の安定、定着性の向上にも役立ちます。

③ **退職金制度としての活用ができます。**

㋑ 基金の加算部分は年金給付ばかりでなく、退職一時金（もしくは遺族一時金）の支給が認められており、基本部分からの年金給付に加えて一時金給付が受けられます。

㋺ この退職一時金（あるいは年金）は、加入各社それぞれの現行退職金制度と調整することが可能であり、企業の退職金の一部分として支給するかあるいは企業の退職金の上乗せとして支給するか、いずれかは各企業が社内の実情にあわせて選択することができます。いずれにせよこれから増嵩の一途をたどる退職金について事前に準備することになりますので、従業員の退職時に支払う資金負担を軽減することができます。

㋩ この加算部分からの給付は年金については終身給付（10年間保証）であり、3年以上の加入者が死亡したときは本人に代って遺族に遺族一時金が支給されますので、従業員やその家族に大きな安心感を与えます。

㋥ 基金制度には、国の厚生年金保険の被保険者であれば、どなたでも加入できます。

④ **支給要件が緩和されます。**

基金からの年金給付は基礎部分、加算部分ともに年金を受けるための加入期間と年金の支給開始年令にかかる支給要件が大幅に緩和され、国の場合よりも有効になります。

⑤ **年金資産の活用ができます。**

将来積立られた掛金は、業界組織又は基金加入事業主に還元融資される道もひらかれており、さらには基金資産は信託銀行や生命保険会社に運用委託されることになるので、業界としては大きな潜在的金融力をもつことになります。

⑥ **余剰収益（運用収益）の活用ができます。**

年金資産は国の場合より高利廻りに運用されますので、この年金資産から生ずる余剰収益を一定の基準のもとで、福祉施設その他有効に活用できます。

⑦ **税法上の優遇を受けられます。**

基金は公的年金制度なので、基金への掛金はすべて全額損金算入が認められ、税制上優遇されることになります。

◎ 別表

	基金	国
支給要件	加入期間 男女とも1ヶ月以上	（省略）
支給開始	60才から（資格喪失）厚生年金の受給権を得た人は基金加入中でも100％支給	60才から（資格喪失）但し在職者は80％～20％支給
支給期間	終身	終身
年金月額	平均標準報酬× $\frac{10.1}{1000}$～$\frac{7.6}{1000}$ × 加入期間	平均標準報酬× $\frac{10}{1000}$～$\frac{7.5}{1000}$ × 加入期間

以上が厚生年金基金の概要ですが、当組合における加入状況をみますと、社会保険の適用を受けている組合員が一一九社あり、そのうち厚生年金基金に加入している組合員は四一社で、その加入率は僅か三四・五パーセントであります。

従業員に対する福利厚生の充実、労働力不足に対処するためにも、是非厚生年金基金に加入されるようお奨めいたします。

なお、加入手続その他不明の点は、組合事務局又は北海道電気工事業厚生年金基金へお問合せ下さい。

電気工事業法に基づく立入検査

渡島支庁による電気工事業法に基づく立入検査が、三月上旬から中旬にかけて延六日間、四十事業所（組合員三三、非組合員七）に対して実施された。

検査の結果指摘された主な事項は別表のとおりですが、『店頭用標識が誤っている』は、電気工事二法が改正施行されてから新しい標識を掲示することになったのに旧標識を掲示していたものであり、『店頭用標識の記載事項が誤っている』は、電気工事の種類について届出がされていないのに自家用電気工事を記入していたものである。

なお、去る三月十五日開催された『主任電気工事士研修会』において、下請工事の場合でも配線図および竣工調査書等関係書類を保存することが指導されましたので、ご注意願います。

立入検査指摘調

調査件数40件

	指摘事項	組合員	員外者	計
1	標識			
(1)	店頭用標識を掲示していない			
(2)	店頭用標識の掲示場所が不適当である		1	1
(3)	店頭用標識が誤っている	5	3	8
(4)	店頭用標識の記載事項が誤っている	11		11
(5)	現場用標識の備付けがない			
(6)	現場用標識はあるが掲示していない			
2	工事整理簿			
(1)	備付けがない	1	1	2
(2)	注文者、施工者の記載が誤っている		2	2
(3)	着工、竣工月日の記載がない	4		4
(4)	主任電気工事士名の記載がない	3		3
(5)	作業者名の記載がない	5	1	6
3	配線図等関係書類			
(1)	保存の方法が不備である	6		6
(2)	保存していない（一部）	3		3
4	その他			
(1)	変更事項の届出がされていない	3	5	8
(2)	無資格者に作業をさせている			
(3)	登録届出のない業者に下請をさせている			
(4)	免状不携帯		1	1
(5)	計測器類が不備である	1		1
計		42	14	56

事業主のみなさまへ

10月は労働保険適用促進月間です

労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きはおすみですか。

○ 労働保険とはこんな制度です。

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、労働者の生活の安定、福祉の増進を図ることを目的とした政府管掌の保険です。労災保険は、労働者が仕事中や通勤途上で負傷・傷病などを被った場合に必要な給付を行い、雇用保険は失業した場合に給付を行う制度です。さらに、雇用の安定等を図るための各種の助成等も行っています。

○ 労働保険は強制加入です。

労働保険は全面適用（農林水産業の一部を除く）となっているため、原則として、労働者を一人でも雇っていれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料と雇用保険料を納付しなければならないことになっております。

まだ加入されていない事業主の方は、今すぐ加入手続きを行い、労働者が安心して働ける明るい職場を作りましょう。

○ 労働保険の加入手続きは

労働保険に加入するには、労働保険関係成立届を労働基準監督署又は公共職業安定所に提出し、その年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付していただくことになります。

なお、手続きする人手がない、あるいは手続方法が面倒だという事業主の方のために、これらの事務を事業主に代わって行う『労働保険事務組合』制度の利用や、社会保険労務士の活用をお勧めします。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

函館公共職業安定所長
函館労働基準監督署長

残暑お見舞い申し上げます

次代の変化にこたえる感性
綜合販社
東芝E&S北海道株式会社
函館支店
040 函館市大縄町二十二番十四号
電話 四一―二二四一

A&i 快適を科学します
松下電工株式会社
函館出張所
函館市西桔梗町五八九番地一〇七
電話 函館 四九―一五二五

工事材料・電化製品
丸晃電気株式会社
函館市西桔梗町五八九―四九
電話 四九―一三一三

電気設備機器資材の綜合卸商社
大興電機株式会社
本社 函館市西桔梗町五八九―一〇七
電話 (代)四九―六二一一番
営業所 山越郡八雲町内浦町一〇七
電話 (〇二三七六) 三―三二六九番

電設資材・機電綜合卸
進和電機株式会社
040 函館市松川町三四―一三
電話 四二―六二三一

未来環境を語る・造る
株式会社 工ミヤ
函館営業所
函館市富岡町二丁目四一―一七
電話 四三―三〇一一(代表)
本社 札幌・営業所 釧路、苫小牧

電気工事材料
音響通信機器 総合商社
石垣電材株式会社
函館営業所
本社 060 札幌市中央区北六条西一三丁目一番地 ☎(〇一一)二二一一―九一一一番(代)
支店 063 苫小牧市新中野町一丁目三番二一号 ☎(〇一四四)三四―四二三七番(代)
函館営業所 040 函館市中島町六番一五号 ☎(〇一三八)五五―四一二二番(代)

松下電工(株)代理店
日立電線(株)特約店
北進商事株式会社
函館市的場町十九番二十二号
電話 五五―二二〇五
FAX 五五―三七四一